

令和2年5月1日

保護者の皆様

こどもみらい課長
(公印省略)

通常保育休止の期間延期に伴う育休及び求職活動期間の延長について（お知らせ）

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

保育所、こども園等に関しては、原則開所とするとともに、現行のとおり、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育（特別保育）を実施しておりますが、引き続き5月7日（木）～ 5月24日（日）の期間も通常保育を休止することといたしました。

通常保育休止の期間延長に伴い、以下のとおり育休及び求職活動についての取扱いを改めます。つきましては、お子様の安全を確保するためにも、なお一層の登園自粛にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 自粛の要請期間：令和2年5月1日（金）～令和2年5月24日（日）
2. 保 育 料：5月分保育料及び給食費は、登園自粛した日数に応じて日割り等の減免措置と致します。
3. 育 休 復 帰：育児休業中の方の職場復帰を最長7月1日（水）まで認めることとします。復帰後に取得した就労証明書を、7月20日までにこどもみらい課に提出してください。
4. 求 職 活 動：登園自粛に協力したため求職活動がままならず、4～7月末に入所承諾期間が切れてしまう場合は、入所承諾期間を8月31日まで延長します。8月末までに就職して、就労開始済みを証明する就労証明書をこどもみらい課に提出してください。

※本決定事項は、5月1日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

問い合わせ先

那覇市こどもみらい課
保育グループ各担当
電話：861-6903